

妊娠 子育て

世代をつなぐ「人づくり」

妊娠期から子育て期までの方々のお役に立てるような、さまざまな取り組みをしています。

01

妊娠・産後健康診査
妊婦・産後健康診査
妊婦さんにやさしい支援
妊婦健診、産後健診、
妊婦・成人(パートナー)
歯科検診

出産までの15回分の妊婦健診、
産後2週間・1カ月の健診費用を
助成します。

※申請は県外で出産した場合のみ。
多胎妊婦健康診査

多胎妊娠をされている方が15回
分の妊婦健診を超えて妊婦健診を
受けた場合、5回まで費用を助成
します。(妊婦健診1回当たり最
大5000円)

産後1カ月児健診(赤ちゃん)

お子さんが産後1カ月児健診を
受診した際の費用を助成します。
(最大5360円)

妊婦・成人(パートナー)歯科検診

赤ちゃんを迎える前に、妊婦と
パートナーの歯科検診1回分の費
用を助成します。

02

赤ちゃんを望むご夫婦へ 不妊相談会

年に1回、完全予約制による不
妊個別相談会を行っています。
不妊治療助成制度は「生殖補助
医療費助成」と「一般不妊治療費助
成」にて制度内容が異なります。

03

出産時の交通費を助成します
出産時交通費助成事業

出産時と退院時の計2回、タク
シー利用の助成をします。

助成内容

県内の自宅(里帰り先)等と医療
機関までのタクシー料金(実費)を
助成します。

※タクシーを利用しなかった場合
は、ガソリン給油券(10000
円×2回分)と引き換えます。

04

赤ちゃんが生まれたご家庭へ 出産・子育て応援 伴走型相談支援

保健師等が出産・育児等の見通
しを立てるための面談やその後の
継続的な相談を実施します。
給付金・祝金

【出産応援給付金】

妊娠届出(母子健康手帳交付)時
に保健師等と面談後に申請するこ
とで、5万円を給付します。

【子育て応援給付金】

出産後、こんにちは赤ちゃん訪
問等で保健師等と面談後に申請す
ることで、5万円を給付します。

【笑顔さん祝金】

第3子以降の子どもが生まれた
ご家庭を支援するため、10万円
(5万円は商品券)を支給します。

05

産後のママと赤ちゃんのために
産後ケア事業

心身ともに不安定になりやすい
産後の母体回復や、育児負担軽減
のため、助産師による産後ケアを
行います。

対象者

産後1年未満の産婦と乳児
※施設毎に利用できる月齢が変わ
ります。

ケア内容

母子健康チェック、乳房ケア、
授乳相談など
利用日・時間等

	訪問ケア	日帰りケア	宿泊ケア
利用回数	組み合わせ7日以内		7泊以内
施設(月齢)	<ul style="list-style-type: none"> 2カ月未満 明治病院 いちかわクリニック 本田クリニック産科婦人科 5カ月未満 二本松病院 1年未満 県助産師会、星総合病院、トータルヘルスクリニック 		<ul style="list-style-type: none"> 2カ月未満 明治病院 いちかわクリニック 本田クリニック産科婦人科 6カ月未満 トータルヘルスクリニック 1年未満 星総合病院
自己負担金	無料	施設毎に異なる	

申込方法
こども家庭課に電話でご相談く
ださい。

06

産後ケア利用時の交通費を助成します
産後ケア交通費助成事業
助成内容

産後ケア利用時の交通費助成利用券(タクシー利用)を発行します。
助成額等

産婦さん1人につき2枚発行
 (1枚当たり最大5000円)

その他
 利用には、申請が必要です。

08

子育て世帯の負担を軽減
第2子以降の保育料を全額助成(所得要件あり)

子育て世帯を応援する施策の一つとして、第2子以降の保育料を全額助成します。低所得者世帯は、第1子から全額助成対象となります。(事業所内保育園は一部助成)

09

妊娠・出産・

子育てをサポートします

こども家庭センターMumMum

家庭や子育てに関する相談、母子健康手帳の発行、乳幼児の各種相談など、子育て世代の方を対象に、保健師、助産師、看護師、家庭児童相談員などが対応します。
場所 安達保健福祉センター内

※4月より、家庭児童相談室は、安達保健福祉センター内へ移動しました。

07

ママさんたちの交流の場
子育て支援センター

地域の子育て支援情報の収集・提供や、子育て全般に関する相談・支援を行う拠点として、育児相談や親子同士の交流ができる親子教室、運動会など、各種イベントを開催しています。
 今月の詳細は、20頁をご覧ください。

設置場所	問い合わせ
認定こども園 まゆみぶらす内	☎(24)8347 Fax(24)9075
認定こども園 まゆみ併設	☎(24)6745 Fax(24)6765
小浜保育所内	☎/Fax (55)2124
とうわこども園内	☎(24)8125 Fax(24)8126

例えば…

【保育所・認定こども園の場合】

●市民税所得割額57,700円未満の世帯の場合
 生計を一緒にする子どものうち、年長順から数えて第2子以降にあたる児童

保育料全額助成

●市民税所得割額57,700円以上の世帯の場合
 未就学の子どものみを数えて第2子以降にあたる児童

保育料全額助成



◎問い合わせ…

01・02・03・04(笑顔さんさん
 祝金を除く)・05・06・09

こども家庭課母子保健係

☎(55)5110

Fax(23)1714

07・09

こども家庭課こども家庭係

☎(24)8660

Fax(23)1714

04(笑顔さんさん祝金)

子育て支援課子育て支援係

☎(55)5094

Fax(22)1547

08

子育て支援課幼保管理係

☎(55)5112

Fax(22)1547

